

「院内保育所充実に向けた要請書」に基づく具体的要望と回答のまとめ

【日 時】2025年1月27日（月）14時～15時

【会 場】参議院議員会館 1 階会議室

保育世話人等会議室参加

岩手 どんぐり保育園 吉田 容子、岐阜 わらべ保育所 日比野 美津代、

広島 ひまわり保育園 長谷川 清美、熊本 菊陽ぼっぼ保育園 川上 隆子

参議院議員 倉林明子

参議院議員 倉林明子事務所 増田優子秘書

全日本民医連 西村峰子事務局次長 宮川喜与美常駐理事（司会） 事務局 野口昭彦、伊藤志郎

内閣府 こども家庭庁 成育局 保育政策課 認可外保育施設担当室 鈴木 彰 係長

小泉 大吾 室長補佐

公定価格担当室給付第一係 大坪 亜弥也菜

認可外保育施設担当室 平田 大輔

企画法令係 主査 脇坂 真美 主査

成育基盤企画課 下間 聡 係長

保育政策課

松村 美佳 係長

厚生労働省 医政局看護課 堀 耕輔 係長

◆要請項目ごとの回答

1. 医療現場を支えている院内保育で保育を受けているこどもたちへの対策を強化してください。

①保育事業については、認可保育の最低基準を満たすよう国としてあらゆる対策を講じ、全ての子どもに認可最低基準以上の保育環境を整備してください。

②認可外保育所の認可化移行実現のため、国からの予算措置などの対策をお願いします。医療現場の保育ニーズを踏まえ受け皿整備をすすめてください。また、自治体へも医療現場の保育ニーズを踏まえて整備が出来るよう働きかけてください。

③「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」を受けた認可外の院内保育所の子どもたちの保育運営費や保育士の処遇改善等を保障してください。

④院内保育所運営費に対する補助金について、都道府県に対し地域医療介護総合確保基金の院内保育所運営費の基準を示し、抜本的に増額してください。国として基金の中での各都道府県の院内保育園補助金の執行状況についてお示しください。

⑤自治体に裁量が任されて以降、保育士の単価は引き上げていない状況です。国として保育士単価の基準を設定し、保育士単価基準をお示しください。

⑥医療現場に必要とされる夜間・休日保育については公的保育では補われていない現状があります。国として「安心・安全なこどもの保育」としての「院内保育事業」のあり方や予算措置等についてお示しください。

（内閣府こども家庭庁回答）こども家庭庁・鈴木氏

児童福祉の観点から①②③番について説明させていただきます。子ども家庭庁としては、認可基準を満たしていただいた施設で、保育の受け皿を整備すべきと考えおります。基準を満たしているからと言って事故がない、もしくは基準を満たしていないから事故が起きるというものではありませんが、客観的に児童の福祉を担保するための観点での基準となってしまうので、基本的には基準を満たす保育園で保育をしていただきたいという意向があります。その上で、院

内保育所を含めて認可外保育施設が認可に移行する支援をしています。認可に移行を希望する保育園について運営費支援を行っています。また改修費の支援も行っています。活用いただけるのではないかと思います。改修費支援以外にも、移行の問題を調査、なぜ移行できないのかなど移行支援の補助金も準備しています。このあたりも、自治体様と相談していただきながら活用いただければと思います。③番の処遇改善について、こども家庭庁としては、認可への移行を推進していますので、認可への移行のインセンティブがなくなりま

すので、基本的にこども家庭庁のスタンスとしては院内保育所を含めた認可外に対して運営費等の費用は支援しておりません。認可外への財政支援は難しく、認可への移行をお願いしたいと考えています。

(厚労省医政局看護課回答) 厚労省・堀氏

④⑤⑥番について、厚労省としましても、看護職員の確保のあり方として、新規養成、就職支援、データ促進の観点で、看護師確保をすすめており、院内保育所設置を進めておりますので、院内保育所は重要なものであると認識しております。院内保育所の運営整備につきましましては、医師・看護師の就労を促進するために都道府県に設置された医療介護総合確保基金におけ

る医療従事者の確保に関する事業のなかで財政支援を行っております。令和4年度におきましては医療分といたしまして1,029億円を確保しております。医療総合確保基金を活用した院内保育に関わる財政支援については、各都道府県において地域の実情に応じて、補助基準などを決めて交付することから、加算の新設・増額等については、都道府県に相談いただきたい。今後も病院内保育所については、継続的かつ安定的な運営ができるように都道府県の地域医療介護総合確保基金の予算の確保、適切な周知等に取り組んでいきます。なお、都道府県ごとの運営費の実績状況ですが、令和4年度の実績になりますが、47都道府県全体として補助実績が37.4億円、件数1,460件となっています。

2. 企業主導型保育事業の保育所で保育を受けているこどもたちへの対策を強化してください。

- ①こども家庭庁では保育の政策分野で「全てのこどもの育ちの保障に取り組んでいく」と示していますが、創設前の児童数は助成されていません。国として全ての児童が保障される制度を考え助成してください。
- ②医療の現場を支える人材確保のため、多様な就労形態に対応した保育（日曜、夜間、泊り、就労日数の少ない保護者、一時預かり保育など）を受けもっている現状です。保育の質のためにも多様な就労形態に対応した保育に助成金を増額してください。
- ③障害児加算については、認可と格差なく障害児1名から加算対象としてください。

(内閣府こども家庭庁回答) こども家庭庁・平田氏

①について企業主導型保育事業は、待機児童対策への貢献を主な目的としています。平成28年度からはじまったもので新たな受け皿の整備への助成を行っております。本事業創設前から存在する事業所内保育所などを直接の助成対象とすることは、あらたな受け皿整備を対象としていることから難しいと考えています。②についてですが、企業主導型保育事業は、そもそも従業員の多様な就労形態に対応した保育サービスをで

きるように開所日数や開所時間、利用日数などで柔軟な運用ができるような制度になっておりまして、毎年、助成金の単価等についても、見直しを行っています。利用ニーズに応じて引き続きご利用下さい。③について、障害者2名につき保育従事者1名の配置基準を踏まえての加算となっております。お声もいただいておりますので、特殊な保育園ということで、今後制度等を勘案していくなかで、対応して参りたい。

3. 病児保育事業の保育所で保育を受けるこどもたちへの対策を強化して下さい。

- ①病気の時であっても、子ども達が等しく保育を受けられるように病児保育施設で働く保育士を処遇改善手当の対象としてください。またキャリアアップ研修の内容（分野）に病児保育を入れてください。

(内閣府こども家庭庁回答) こども家庭庁・松村氏

病児保育事業について、保育士等の処遇改善手当とキャリアアップ研修の内容に病児保育を入れるというご要望をいただいております。先程、病児保育の運営上の課題についてご説明いただいた通り、病児保育につきましましては、病気の子どもの預かる特性上の様々な配慮、それに伴う専門性を必要ということは認識しております。そのために、こども未来戦略のなかで、病児保育の安定的な運営を図る観点から、病児保育に関わる保育士等の職務の特殊性を踏まえた、単価の引き上げを行うとしておりまして、病児保育事業では単価のなかで、保育士等人件費にあてています。令和6年から140万円の引き上げしておりますので、是非ご活用

いただきたい。研修要領につきましましては、病児保育の保育士等の資質向上を図るために病児保育専用の研修を実施しておりまして、病児保育の病児対応型と病後児対応型の他、総合型を実施しております。

(内閣府こども家庭庁回答) こども家庭庁・下間氏

キャリアアップ研修につきましましては、保育現場における専門性、もしくは段階を踏んだステップアップのために実施している研修です。研修内容は現場のニーズにあわせて内容の見直しを考えていきます。病児保育につきましましては、保育現場で広く必要になる技能としまして、病児保育を入れて行くということは、かなり難しいところと思います。先程、申しました様に、

病児保育を実施される保育士等につきましては、特殊な技能となってきますので、研修を用意しています。こうした研修で対応できればと思います。

◆世話人の発言に対する回答

（内閣府こども家庭庁回答）こども家庭庁・鈴木氏

まず予算のところ、S県K市などにつきましては、新規の保育所しか認可は認めないとの回答については我々の周知不足もあると思います。新制度はじまるときは、自治体方からも認可化移行を使いたいという話も伺ったが、最近、確かに声が小さくなっているという実感はありますので、認可外保育施設の方から、予算を支出する際に、メニューがたくさんありわかりにくいということもあるかと思うので、認可化移行の支援があるということをしっかりとお伝えして、現場の方々からご相談があった場合には、知らないということがないようにお声がけしていきたいと思います。

（内閣府こども家庭庁回答）こども家庭庁・大坪氏

基本的に認可申請の届出は、当該保育所が設備運営基準基準を満たしていれば、原則として認可します。一方、その地域の利用定員の総数がある程度受け皿が整備されている場合には、認可しないこともできるということとなっております。地域の実情に応じて自治体において、判断いただくということになると思います。人数だけではなくて、保育の受け皿と需要と供給のバランスというのが、人数と利用定員という単純なものではないと思います。その点で、具体的に、たとえば、こういう場合には、こうですよということをお示しした方が、自治体の実情にそぐわなくなる可能性もあります。その点では、自治体の方が判断できるような状態というのは、保育所の適正な配置を行う観点から、今は適応なものになっていると考えています。

（内閣府こども家庭庁回答）こども家庭庁・鈴木氏

今、お話が出たS県K市等であれば、予算を知らないということでしたので、そこは私の方から、院内保育の団体からお話をいただいて、こういう予算もあるということをお伝えしますので、真摯にご対応いただくようにお伝えします。近日中に私の方からK市の認可外担当に一報するようにします。実施主体は、法律上市町村になりますので、国から認可してくれとか、そういったお願いは難しいと思います。たとえば、院内保育とか、夜間の保育等のニーズをしっかりと把握して、対応してくださいということを担当にお伝えするとか、もしくは、今回、実態調査の報告をいただいているのですが、これだけ本当は必要なのに落ちてしまって院内保育を使っているということについてデータで説

明すると自治体も認識はしやすいと思います。予算的な推進については、私の方からお伺いはできるのですが、なかなか認可制度について国から自治体をお願いするのは難しいと思います。

（内閣府こども家庭庁回答）こども家庭庁・鈴木氏

待機児童の定義については、ご認識の通り、あくまで申請があった方で落ちてしまって、認可外を使っている方というのは待機児童に入っていますが、ご本人の意思で、院内保育を含めて認可外を利用されている場合には、待機児童も入らないと認識しています。自治体への働きかけというのは先程の繰り返しになりますが、受け皿について潜在的なニーズを把握していただくということについて重要な観点だと思いますので、そこは担当と何はできるか、検討していければと思います。

（厚労省医政局看護課回答）

厚労省・堀氏 先程、単価の件につきましてご発言いただきましたが、少なくともこの件につきましては、民医連様と同じ方向をむいているものと思っています。調査を致しまして、多くの都道府県が、国時代の補助金180,800円から変更していないことにつきまして、確認したところでございます。私どもと致しましては、今後どのような対応を取るかににつきまして、検討しているところでございまして、遅くなって大変申し訳ないと思いますが、ご理解いただければと思います。

（内閣府こども家庭庁回答）こども家庭庁・松村氏

病児保育の調査自体は、令和4年度より始まっているのですが、院所ベースで見ると、一般の保育所の保育士さんと違いわないということになっております。その上で、こども未来戦略の引き上げというのは、特殊性の部分の評価して、さらに上乘せするものになります。実際にそれが保育士さんに反映されているのかどうか、我々としても、見たいと思います。その部分については調査研究で、施設の赤字というベースの課題がありますので、このことも参考しつつ、今後は給与にどれくらい反映されているのか、について見ていく予定です。この中でこの引き上げが役に立ったのかということも、ひきつづき考えていきたいと思っています。専門性については、キャリアアップ研修は保育士全般を対象としていますので、病児保育は医療の知識が必要なより高い専門性が必要との認識しております。そのために、国としましても病児保育専門の研修を行っています。そうした中でご自身の知識の向上を図っていただきたいと思います。

以上